

基準31 消防用水の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 地盤面下に設ける消防用水は、次によること。
 - (1) 吸管投入孔は、1辺の長さが0.6m以上又は直径が0.6m以上の大きさのものとし、消防水の有効水量が80m³未満のものは1個以上、80m³以上のものは2個以上設けること。◇
 - (2) 吸管投入孔として採水口を設ける場合は、次によること。
 - ア 採水口は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（以下この基準において「規格省令」という。）に規定する呼称75のめねじに適合する単口のものとし、その設置個数は、有効水量が20m³以上40m³未満のものは1個以上、40m³以上100m³未満のものは2個以上、100m³以上のものは3個以上設けること。☆
 - イ 採水口に接続する配管は、管の呼びで100mm以上のものとし、その横引き部分の長さの合計は、20m以下とすること。◇
 - ウ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。◇
 - (3) 吸管を投入する部分の水深は0.5m以上とし、その部分の広さは、1辺の長さが1m以上又は直径が1m以上とすること。◇
 - (4) 消防ポンプ自動車容易に部署することができるように設けること。◇
 - (5) 採水口には、消防水の採水口である旨を表示した標識を、基準38により設けること。◇
 - (6) 車両等が駐車又は通行するおそれのある場所に設けるものにあつては、土木関係法令、示方書、指針等の指定に従って予想される荷重に十分耐えられる構造のものとする。◇
- 2 地盤面より高い位置に設ける消防用水は、前項第2号、第4号及び第5号の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 採水口の材質は、J I S H 5111（青銅鑄物）若しくはH 5101（黄銅鑄物）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。◇
 - (2) 採水口の直近に、止水弁を設けることとし、その設置は、基準13、第1、第1項第8号ア、ウ及びエの規定の例によること。
 - (3) 前号の止水弁は、当該採水口の位置で容易に操作することができるものとする。◇

第2 特例適用の運用基準（R4追加）

令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 地盤面下4.5mを超える部分に設けるものは、第1、第1項第2号、第4号及び第5号の規定の例によるほか、加圧送水装置及び採水口等を、次により設けること。
 - (1) 加圧送水装置は、基準13、第1、第1項第1号から第6号までの規定の例によるほか、次によること。
 - ア ポンプ吐出量
ポンプ吐出量は、1個の消防水ごとにその規定数量に応じ、次の表に定める量以上の量とすること。

第31-1表

| | | | |
|------|------------------|---|----------------------|
| 規定水量 | 20m ³ | 40m ³ 以上100m ³ 以下 | 120m ³ 以上 |
| 吐出量 | 1,100ℓ /min | 2,200ℓ /min | 3,300ℓ /min |

イ ポンプの全揚程

ポンプの必要全揚程は、採水口における吐出圧力が、0.15MPa以上となるものとする。

ウ ポンプは専用とし、他のポンプと兼用しないこと。

- (2) 採水口付近にはポンプの遠隔起動装置を設けるとともに、防災センター等からもポンプを起動できるよう措置を行い、防災センター等と相互に通話できるように非常電話等の連絡装置を設けること。
- (3) 水源の有効水量の算定は、基準第13、第1、第2項第1号の規定の例によること。
- (4) 配管等は、基準13、第1、第4項（第3号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。
 - ア 配管は専用とすること。
 - イ 接続する配管の口径は、採水口の数が2個以下の場合にあっては100A以上、3個以上の場合にあっては125A以上とすること。
- (5) 非常電源、配線等は基準13、第1、第5項の規定の例によるほか、非常電源の容量は、ポンプを60分以上作動できる容量とすること。